

第37回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月2日(金)午後2時から午後2時44分
2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)
3. 出席した農業委員(9人)
会長職務代理者 13番 佐藤 陽子
委員 2番 唯野 哲夫 3番 目黒 正一
5番 佐藤 雄一 6番 三國 実加
7番 丹野 義基 10番 後藤 義昭
11番 山田 秀晴 12番 武島 竜太
4. 欠席した農業委員(2人)
9番 岩本 一夫 14番 前川 正人
5. 遅参した農業委員(0人)
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 志賀 謙寿
事務局次長兼農業振興係長 渡部 賢治
事務局農地係長 佐々木 国秀
事務局主査 大河原 康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和3年度第4号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第37回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第37回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、9番岩本一夫委員、14番前川正人委員です。遅参の届出はございません。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。6月15日、火曜日、福島県農業会議第64回常設審議委員会及び農地の転用事実に関する調査のため、前川会長、後藤委員、島推進委員、佐々木係長が現地調査を行っております。6月16日、水曜日、福島県農業会議第100回通常総会が福島市で開催され、前川会長が出席しております。6月18日、金曜日、第37回総会に係る議案を郵送配布させていただいております。6月24日、木曜日、福島県農業会議第64回常設審議委員会が福島市で開催され、前川会長、私、佐々木係長が出席しております。6月の総会で可決された、議案第2号の2番案件、成田字藤堂塚の一時転用の案件になります。議案第3号の4番案件、玉野字山神前の太陽光発電設備用地に係る案件になりますが、この2件が面積要件により、常設審議委員会で審議がなされましたが、意見はございませんでした。6月25日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。6月29日、火曜日、第8回相馬市農地利用最適化推進委員会が開催され、本年度の遊休農地対策事業について協議を行いました。8月21日、土曜日に、黒木地区において、ひまわりの播種事業を実施することに決定しております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。2番唯野哲夫

委員、12番武島竜太委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号専決処分について、(1)農地の転用の事実に関する照会について、ご説明いたします。

こちらは、福島地方法務局相馬支局登記官から、農地の転用事実について照会があったものです。回答については、農林水産省通知に基づき、法務局登記官から照会のあった日から、2週間以内に回答する必要があり、専決事項として取り扱わせていただきました。

まず、1番案件ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は議案書記載のとおりです。令和3年5月31日に、農業委員5番佐藤雄一委員、農地利用最適化推進委員八幡地区担当伊東一夫委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、平成17年9月14日に農地法第4条に基づく許可を受けた土地であり、土地の現況が非農地であることを確認し、令和3年6月1日に土地の現況を「非農地」と回答したところであります。

次に、2番案件ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は議案書記載のとおりです。令和3年6月15日に、農業委員10番後藤義昭委員、農地利用最適化推進委員玉野地区担当島信文委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、過去に農地転用許可がされていない土地であるため、現況確認証明申請と同様の判断基準で、農地に該当するか否かの調査を実施いたしました。調査の結果、機械での耕うんに等より、農地に復元可能であったため、土地の現況を農地と判断し、令和3年6月16日に土地の現況を「農地」と回答したところであります。説明は以上です。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(4)農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は4件の報告がございました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は6件の届出を受理いたしました。こちらは、6件のうち、4件が相続によるもの、2件が時効取得によるものとなっております、いずれも農業委員会によるあっせんの希望等はございません。(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は10件の通知書を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、10件のうち6件が耕作者変更のためとなっております、残り4件が耕作者都合のためとなっております。(4)農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、親子間での使用貸借における解約となっております。解約理由につきましては、農地法第5条申請のためとなっております。報告は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。

番号1番及び2番について、担当委員举手願います。5番佐藤雄一委員をお願いします。

5 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件、2番案件は譲受人が同じですので、一緒に報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る6月22日に、推進委員と2人で、被設定人の自宅を訪問しましたが、不在でした。次の日、電話で聞き取り調査を行いました。また、6月25日に、11番委員、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。その結果を代表してご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。許可基準第2号、第3号は、該当ありません。許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、今までも借りて耕作していたので、これからも、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、番号3番について、担当委員举手願います。11番山田秀晴委員をお願いします。

11番 3番案件について、報告をいたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る6月25日、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。従前より

耕作していた農地の譲り受けとなります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査及び現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定

による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、貸家住宅、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。申請地は、都市計画法に基づく、第1種住居地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。11番山田秀晴委員お願いします。

11番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。去る6月25日に、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域内の第1種住居地域内の農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は該当いたしません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め
ます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務
局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで
ございます。権利の取得者が、自己住宅、駐車場用地を整備するも
のであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。
権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(贈与)になります。転
用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりで
あり、⑥併用地の有無につきましては、併用地があり、申請地と併
せて贈与する予定となっております。添付書類として、地元水利組
合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各
項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載の
とおりでございます。権利の取得者が、農地改良のための工事用地
として一時転用するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月
を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設
定(3ヶ月間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実
性は、議案書記載のとおりであり、②資金計画について、費用の記
載がありませんが、理由については、備考欄に記載のとおり、申請
人同士が親戚関係で、農地改良後は、被設定人が耕作を予定してい

ること、また、被設定人が土木会社に勤務しており、農地改良に必要な重機、山砂などについて、無償で確保できることから、費用は発生しない計画となっています。添付書類として、土地改良区の意見書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、補足になりますが、この案件は農地転用面積が3,000平方メートルを超える農地転用申請のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件になります。そのため、本総会で「許可」との議決いただいた場合の事務手続きですが、7月下旬に県農業会議が開催する第65回常設審議委員会へ意見聴取をし、回答をいただいている許可となります。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、宅地拡張用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。申請地は、都市計画法に基づく、第1種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無は、併用地として譲受人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。12番武島竜太委員お願いします。

12番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件について報告いたします。去る6月25日に、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行ってきましたので、担当委員を代表いたしまして、調査結果を報告いたします。

初めに、1番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、国道6号線に分断された、概ね10ヘクタール未満の小規模な農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たし

ていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、2番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域の農用地区域内農地であります。しかし、この案件は、農地改良工事のための一時転用であり、転用後は農地に復元されることから、立地基準は満たしております。許可基準第2号は、非該当であります。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。許可基準第5号の一時転用後の復元でございますが、議案書記載のとおり、表土剥ぎ取り後、盛土をし、表土を埋め戻し、農地へ復元するとなっております。地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、3番案件を報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域内の農地でありますので、第3種農地であります。したがって、許可基準第2号は該当いたしません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。12番武島竜太委員願います。

12番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、1番案件から3番案件についてご報告いたします。去る6月25日に、11番委員、13番委員、事務局2人とともに現地を行いましたので、担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。

1番案件は、転用許可条件どおり、植林されているのを現地にて確認いたしました。2番、3番案件は、申請地番は違いますが、同じ敷地内の入口の一部と、奥の部分になります。両案件ともに、整地、敷砂利がされており、申請目的どおり使用されておりました。

よって、いずれの案件も、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号9番までの9件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審議いただくにあたり、非農地判断の基本的な流れについてご説明いたします。お手元に配布しております、右上に参考資料と赤字で書かれた資料、こちらの裏面をご覧ください。

こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。毎年、農業委員会で実施している利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者に対し、非農地判断を行う旨の事前通知を行っております。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。総会で「非農地」と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。「農地」と判断された土地については、特に所有者への通知は行わず、引き続き、農地として適切な管理をお

願ひしてまいります。以上が非農地判断における手続きの流れになります。

資料の表面につきましては、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しています。この後の調査担当委員からの報告と併せて、参照していただければと思います。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願ひます。担当委員挙手願ひます。12番武島竜太委員願ひします。

12番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る6月25日、11番委員、13番委員、事務局2人とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。参考資料をご覧ください。番号1番から4番、そして8番と9番は、現況が山林化しておりましたので、非農地と判断いたしました。番号5番、6番、7番につきましては、農地と判断いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願ひます。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願ひます。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、番号5番、6番、7番を除く6件については、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、番号5番、6番、7番を除き、非農地と判断することに決せられます。

した。

次に、議案第6号令和3年度第4号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第6号中、番号76番については、12番武島竜太委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、初めに、番号76番を抽出し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。12番武島竜太委員は、暫時の間退場願います。

(12番武島竜太委員 退場)

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和3年度第4号農用地利用集積計画について、番号76番について、事務局よりご説明いたします。議案書56ページになります。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、農地中間管理機構を通した借入れ、転貸一括方式による、新規の利用権設定になります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、市基本構想に適合するものであるか、すべて効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件はすべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号番号76番、令和3年度第3号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。12番武島竜太委員の入場を認めます。

(12番武島竜太委員 入場)

議 長 12番武島竜太委員にご報告いたします。議案第6号番号76番、令和3年度第4号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。番号76番を除く、番号1番から番号147番までの146件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和3年度第4号農用地利用集積計画について、番号76番を除く、番号1番から147番までの146件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、いずれも新規の利用権設定になります。

番号1番は農業委員会を通した利用権設定、2番以降はいずれも農地中間管理機構を通した借入れ、転貸一括方式による利用権設定となります。

議案書の中で、33ページ、番号30番の所有者●●●●さん、52ページ、番号68番●●●●●さんについては、農地中間管理機構に申出をした後に、亡くなられた方で、議案の中ではそのまま記載されておりますが、農林水産課の方で、変更契約により対応する予定となっております。

また、権利の設定人と被設定人が同一の方が何名かいらっしゃいます。31ページ、番号28番の●●●●さん、39ページ、番号42番の●●●●さん、52ページ、番号67番の●●●●さん、54ページ、番号71番●●●●さん、63ページ、番号92番●●●●さんの5名。

こちらは、地区の面積に対して一定の割合の面積を、農地中間管理機構を通して集積した際に交付される、地域集積協力金の関係で、権利設定の申し出をしましたが、現時点では同一の担い手の方に集積することになったもので、市に確認しましたが、場合によっては起こりうるケースで、特に問題はないとの回答であります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号中番号76番を除く番号1番から147番、令和3年度第4号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第7号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画についてを議題といたします。議案第7号について、私が議事参与の制限に該当いたしますので、議長を佐藤雄一農業振興委員長に交代することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 それでは、議長を佐藤雄一農業振興委員長と交代いたします。

（ 議 長 交 代 ）

臨時議長 それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。本件に関し、13番佐藤陽子委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、暫時の間退場願います。

（ 13番佐藤陽子委員 退場 ）

臨時議長 それでは、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、事務局よりご説明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第6号とは別に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

臨時議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

臨時議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
 ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

臨時議長 討論なしと認めます。採決いたします。
 本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せられました。13番佐藤陽子委員の入場を認めます。

(13番佐藤陽子委員 入場)

臨時議長 13番佐藤陽子委員にご報告いたします。議案第7号については、同意することに決せられました。

ここで、佐藤陽子会長職務代理者が戻られましたので、議長を交代いたします。

(議長交代)

議長 以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第37回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長職務代理者 佐藤 陽子

議事録署名委員 2番 唯野 哲夫

議事録署名委員 12番 武島 竜太